

# 東京海上Roggeニッポン海外債券ファンド (為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／債券

2026年6月23日作成

## 分配金引き下げのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「東京海上Roggeニッポン海外債券ファンド(為替ヘッジあり)」(以下、「当ファンド」)は、基準価額の水準や金利水準、市況動向等を総合的に勘案し、第66期(2026年6月22日)決算において、分配金(1万口当たり、税引前)を75円から60円に引き下げることに致しましたので、お知らせいたします。

### 分配金実績 (2026年6月22日時点)(1万口当たり、税引前)

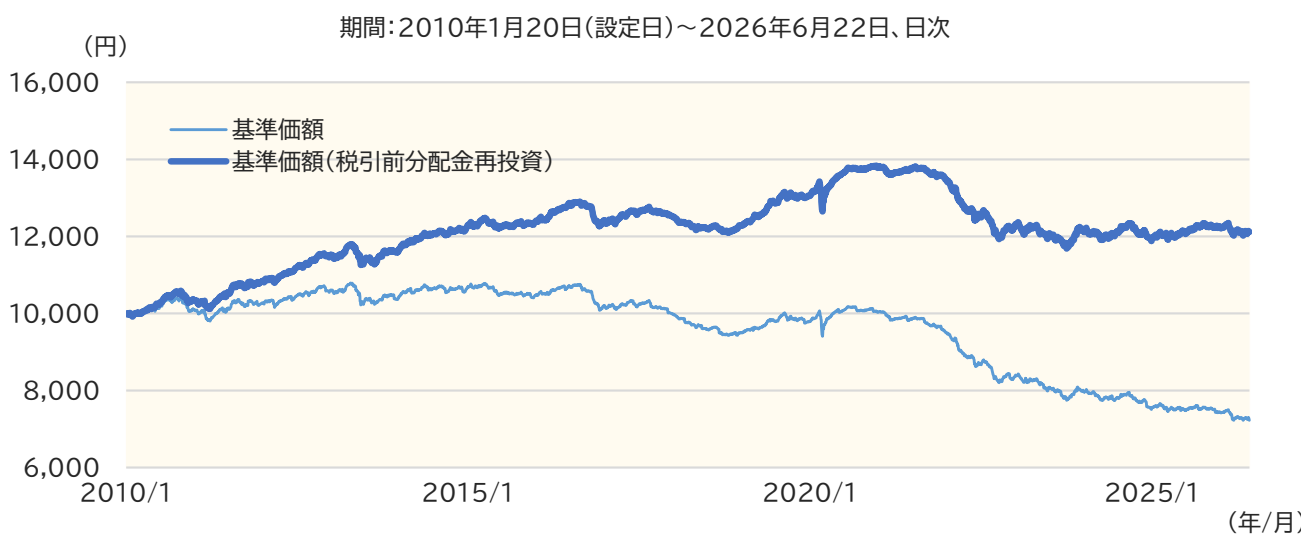
当期の分配金 (税引前)	設定来累計 (税引前)	基準価額	基準価額 (税引前分配金再投資)
60円	4,880円	7,223円	12,115円

※基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前分配金を再投資したと仮定して計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)	第1期	第2期～第65期	第66期(当期)
	20円	各75円	60円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

### 基準価額の推移



※基準価額、基準価額(税引前分配金再投資)は1万口当たり、信託報酬控除後です。

※基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前分配金を再投資したと仮定して計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、今後の運用成果等を示すものではありません。

## 分配金引き下げの背景

- 米国では2025年8月以降、労働市場の減速を受けて追加利下げ観測が高まるなか、米10年国債利回りは低下基調で推移し、一時は4%を割り込む局面も見られました。その後は政府閉鎖の影響や米国経済の底堅さを受け、方向感を欠いたままレンジ内で推移しましたが、2026年3月に米国とイスラエルによるイランへの攻撃を受けて原油価格が急騰しインフレ懸念が高まると、米国債利回りは急上昇に転じました。足もとでは、中東情勢の緊迫化を受けFRB(米連邦準備制度理事会)による年内利下げ観測が後退し、米国債利回りは一時4.6%台後半まで急騰しましたが、その後は米国とイランの紛争戦闘終結に向けた和平合意への期待から原油価格が落ち着いたことを受け、やや低下して推移しています。
- 社債スプレッド(国債と社債の利回り差)は、良好な企業業績や主要国の堅調な経済指標、投資家からの強い社債需要を背景に、2025年9月にかけて低下基調で推移し、その後狭いレンジ内での動きとなりましたが、中東情勢の悪化を受け2026年2月から3月にかけては急拡大しました。足もとでは、米国とイランの和平合意への期待から投資家のリスク選好姿勢が広がったことで、スプレッドは縮小傾向にあり、当ファンドが実質的に投資対象とする日系外貨建社債についても、おおむね同様の動きとなりました。
- 当ファンドでは、上述のような市場環境と高止まりする米ドルの円に対するヘッジコスト、および基準価額の水準等を勘案し、今回分配金を引き下げることにしました。

### 米国10年債利回りの推移



### <参考>グローバル社債のスプレッドの推移



※グローバル社債のスプレッド:ブルームバーグ・グローバル総合社債インデックスの平均OAS(オプション調整後スプレッド)  
 ※上記指数は当ファンドのベンチマークではありません。

## 今後の見通し

- 主要中央銀行の金融政策の方向性が分かれるなか、各国は拡張的財政政策でおおむね一致しており、企業の資金調達を取り巻く環境も当面、緩和的な状態が続く可能性が高いと見られます。
- 社債市場においては、スプレッドが低位にあり、現状水準からの大幅な縮小は想定しにくい一方、堅調な企業業績や根強い社債への需要を背景にスプレッド拡大のリスクも限定的と考えます。
- 日系外貨建社債市場は、引き続き発行体の安定した財務体質が評価される可能性が高く、バリエーション面でも相対的な投資妙味が維持されると考えます。

※上記は過去の実績および将来の予想であり、今後の運用成果等を示すものではありません。

※上記は当資料作成時点の東京海上アセットマネジメントの見解であり、予告なく変更する場合があります。

## ファンドの特色

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

### 1 主として日系発行体の外貨建て債券等に投資します。

- 主として「東京海上Roggeニッポン海外債券マザーファンド(為替ヘッジあり)」(以下「マザーファンド」ということがあります。)を通じて、日系発行体(日本企業もしくはその子会社、日本の政府機関等)が世界で発行する外貨建ての債券や優先出資証券\*1等\*2に投資を行い、為替ヘッジ後利回りを勘案して、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

\*1 外国で発行する優先出資証券の性質を有するものを含みます。  
\*2 MTN(メディアムタームノート)、劣後債、短期証券等を含みます。

- 流動性確保あるいは投資環境等の観点から、短期金融商品や国債等に投資する場合があります。
- 原則として、投資適格\*3の格付けを有する発行体(母体企業の格付けを含みます。)が発行する債券等を投資対象とします。

\*3 Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社(2025年12月現在)のいずれかからBBB格相当以上の格付けを取得しているものを指します。

**《格付け(S&P社)と信用力》**

投資適格債	AAA	投資対象
	AA	
	A	
BBB		
ハイ・イールド債	BB	
	B	
	CCC	
	CC	
	C	
	D	

**格付けとは**

- 格付機関が金融機関を含めた社債等の発行会社について、債務の支払能力等を評価するものです。
- 一般的に、投資適格債は元本や利息の支払いが相対的に安全であると評価されている債券で、S&P社等の格付機関により、BBB格以上と格付けされた債券のことを指します。また、BB格以下と格付けされた債券はハイ・イールド債と呼ばれています。

### 2 債券等の実質的な運用は「Allianz Global Investors UK Limited」(アリアンツGI UK社)が行います。

### 3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。

※ 為替ヘッジを行うことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。  
※ 一般的に、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。ただし、為替市場における影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。

## 為替ヘッジについて

### 為替ヘッジとは

外貨建資産を組み入れた際に為替変動リスクを低減するために用いられる手法です。

**《ヘッジコスト》**

為替ヘッジを行う際にかかる費用(コスト)を指します。

**《ヘッジコストが発生する場合》**

円の金利 < ヘッジ対象通貨の金利

(イメージ図)

円の金利    ヘッジ対象通貨の金利

※資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの主なリスク

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**
- ・**運用による損益は、全て投資者に帰属します。**
- ・投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ・ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

<b>金利 変動リスク</b>	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
<b>信用リスク</b>	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
<b>為替 変動リスク</b>	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。なお、ファンドは原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。
<b>カントリー リスク</b>	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。
<b>流動性リスク</b>	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、ファンドでは、比較的流動性の低い資産への投資を行うため、より流動性の高い資産への投資を行うファンドと比べて、基準価額への影響度合いが大きくなる可能性があります。
<b>銘柄・発行体 集中リスク</b>	ファンドでは、比較的少数の銘柄への投資を行う場合や、1銘柄または同一発行体の組入れ比率が高くなる場合があります。そのため、より多くの銘柄への投資を行うファンドと比べて、1銘柄または同一発行体の価格変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いが大きくなる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## ファンドの主なリスク

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

### 劣後債・ 優先出資証券等 固有のリスク

一般的に劣後債・優先出資証券等には繰上償還条項が設定されています。市況動向等により、繰上償還が実施されない場合、もしくは繰上償還されないと予想される場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。また、劣後債・優先出資証券等には利息・配当の支払繰延条項がついているものがあります。発行体の業績の著しい悪化等により、利息・配当の支払いが繰延べられる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



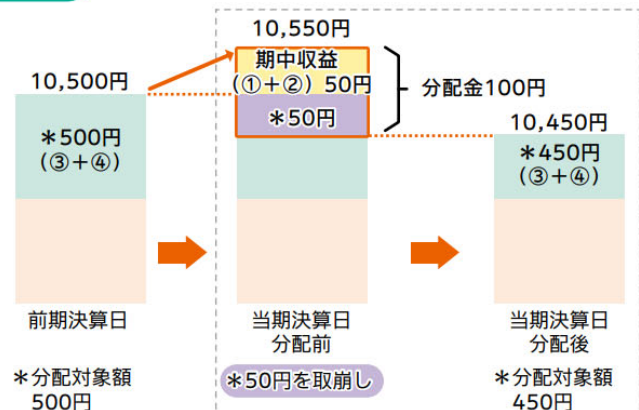
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。  
分配対象額とは、

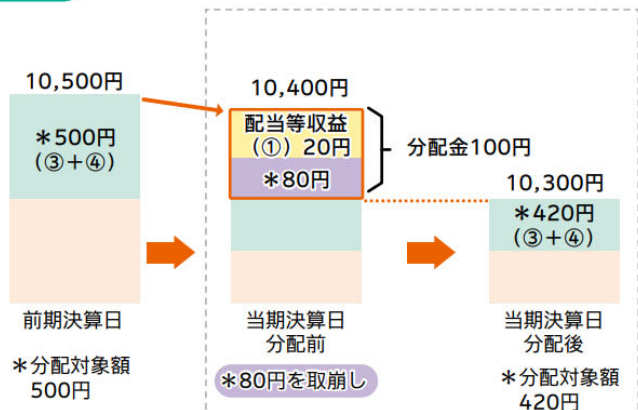
- ①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



⚠ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。




**普通分配金** 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

**元本払戻金(特別分配金)** 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。


## お申込みメモ

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

	購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
	購入代金	原則として、購入申込受付日から起算して、7営業日目までに販売会社にお支払いください。
	換金単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、7営業日目からお支払いします。
	申込締切時間	原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
	購入・換金 申込受付の中止 および取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
	購入・換金 申込不可日	以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。 ・木曜日(休業日の場合は翌営業日)以外の日

## お申込みメモ

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

	信託期間	2029年12月20日まで(2010年1月20日設定)
	繰上償還	以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 ・受益権の総口数が30億口を下回るようになったとき ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	3月、6月、9月および12月の各20日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年4回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
	課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。 ファンドは、「NISA」の対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

## ファンドの費用

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

### ● 投資者が直接的に負担する費用

#### 購入時・換金時

購入価額に対して以下の範囲内で販売会社が定める率をかけた額とします。

#### 購入時手数料

料率	役務の内容
<p style="text-align: center;"><u>上限</u> <b>1.1% (税抜1%)</b></p>	商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、購入時にご負担いただくものです。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合、手数料はありません。

#### 信託財産留保額

換金申込受付日の翌々営業日の基準価額の**0.3%**

### ● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

#### 保有時

ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額とします。信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。

#### 運用管理費用 (信託報酬)

信託報酬率	支払先	配分(税抜)	役務の内容
<b>年率0.902%</b> <b>(税抜0.82%)</b>	委託会社	年率 0.4%	委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
	販売会社	年率 0.4%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	年率 0.02%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

マザーファンドの運用の委託先である「アリアンツGI UK社」が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎計算期末または信託終了の時に支払うこととし、その報酬額はファンドの純資産総額に対し、年率0.2%をかけた額とします。

#### その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。

- ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用

ファンドの純資産総額に年率0.011%(税込)をかけた額(上限年66万円)を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。

- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合にかかる費用
- ・信託事務等にかかる諸費用

※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

## ファンドの関係法人

### ■ 販売会社 (当資料作成日時点)

商号(五十音順)	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○

※販売会社によっては、現在、新規申込みの取扱いを中止している場合があります。

※三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は一般社団法人日本STO協会に加入しています。

### ■ 設定・運用 お問い合わせは



## 東京海上アセットマネジメント

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号  
加入協会：一般社団法人資産運用業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016

※土日祝日・年末年始を除く9時～17時

### ●ブルームバーグ・インデックスについて

「Bloomberg®」およびブルームバーグ・グローバル総合社債インデックスは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、東京海上アセットマネジメント株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグは東京海上アセットマネジメント株式会社とは提携しておらず、また、ファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

### 【一般的な留意事項】

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。